

宜野湾市立中央公民館

令和7年度版
令和6年度事業報告
—まなびのあゆみ—

Learning is a lifelong journey.

Let's embark on a journey of learning together!



「まなびのあゆみ」について

「まなびのあゆみ」は、社会教育施設である宜野湾市立中央公民館の概要、主要事業の前年度実績と今年度計画等をまとめたものである。

まとめるにあたり、毎年度発行される宜野湾市教育委員会全体の事業報告書「宜野湾市の教育」の中央公民館のページをベースに、より詳細な情報（「講座終了報告書」や「サークル活用ガイドブック」等）を巻末に資料として追加する構成とした。

「まなびのあゆみ」が市民の学習活動の一助として活用されることを目的とする。

「まなびのあゆみ」は宜野湾市(中央公民館)のホームページからダウンロードできます。



『まなびのあゆみ』ダウンロードページ

← 詳細はコチラ

<https://www.city.ginowan.lg.jp/soshiki/kyoiku/1/5/manabinoayumi_1/14806.html>

目次

一. 宜野湾市立中央公民館の概要	6
1. 宜野湾市立中央公民館の概要	7
(1) 宜野湾市立中央公民館の沿革	
(2) 宜野湾市立中央公民館施設の設置概要	
(3) 宜野湾市立中央公民館施設構成	
2. 組織と予算	10
(1) 宜野湾市立中央公民館運営体制	
(2) 令和6年度宜野湾市立中央公民館運営審議会委員名簿	
(3) 令和6年度予算・決算見込	
3. 上位関連計画と中央公民館の基本方針	12
(1) 第五次宜野湾市総合計画	
(2) 第二次宜野湾市教育振興基本計画	
(3) 宜野湾市立中央公民館基本方針	
二. 令和6年度事業報告	13
1. 令和6年度主な事業実績（「宜野湾市の教育」より）	14
(1) 中央公民館主催講座（一般対象講座）	
(2) 中央公民館主催講座（夏休み親子・キッズ・ジュニア対象講座）	
(3) 小中学校連携講座（公立小中学校の児童生徒・保護者対象講座）	15
(4) 自治公民館講座（自治会が実施する生涯学習関連講座）	16
(5) 自治会長・書記会連携講座	17
(6) 企画・連携事業	
(7) サークル活動の振興	
(8) 令和6年度中央公民館図書室利用状況	18
(9) 施設管理運営状況	19
(10) 令和6年度利用状況	
【施設利用状況】	
【目的別利用状況】	
【過去5年間の利用人数】	
2. 加盟組織及び各種研修	20
(1) 沖縄県公民館連絡協議会	20
(2) 中部地区公民館連絡協議会	
(3) 沖縄県社会教育指導員連絡協議会	21
(4) 中頭地区社会教育指導員連絡協議会	

三. 令和 7 年度事業計画	22
1. 令和 7 年度 主な事業計画（「宜野湾市の教育」より）	23
(1) 一般講座	
(2) 夏休み講座	
(3) 学校おでかけ講座	
(4) 自治公民館講座	
(5) 自治会長・書記連携講座	
(6) 企画・連携事業	
2. 令和 7 年度 宜野湾市立中央公民館講座開催予定一覧表（「宜野湾市の教育」）より	24
(1) 主催講座（一般講座）	
(2) 主催講座（夏休み講座）	
(3) 小中学校連携講座（学校おでかけ講座）	
四. 中央公民館関係資料	25
1. 令和 6 年度 講座終了報告書	26
(1) 中央公民館主催講座（一般対象講座）	
(2) 中央公民館主催講座（夏休み親子・キッズ・ジュニア対象講座）	
(3) 小中学校連携講座（公立小中学校の児童生徒・保護者対象講座）	
2. サークル地域貢献活動（「サークル活用ガイドブック」より）	43
(1) 令和 6 年度 地域貢献活動の実績一覧	
(2) 令和 7 年度 サークルが地域貢献できる一覧	
3. 関連法律・条例・規則・要領等	45

一. 宜野湾市立中央公民館の概要

1. 宜野湾市立中央公民館の概要

(1) 宜野湾市立中央公民館の沿革

昭和 59 年 3 月 31 日	宜野湾市立中央公民館の設置、管理及び職員に関する条例の公布 (当条例は昭和 59 年 4 月 1 日から施行)
昭和 59 年 6 月 1 日	宜野湾市立中央公民館運営審議会委員 8 人を委嘱 (以後 2 年毎に改選)
昭和 59 年 6 月 15 日	宜野湾市立中央公民館運営審議会委員辞令交付式 委員長に嘉手納良幸氏、副委員長に呉屋好永を選任
昭和 59 年 7 月 15 日	初代館長 細原一雄が就任
昭和 59 年 10 月 22 日	宜野湾市民会館との併合施設として、集会場・調理実習室・大展示室・図書室・視聴覚室・ 研修室(1)・(2)・児童室を設置して開館
昭和 59 年 11 月 13 日	中央公民館主催事業としてジャズダンス教室が開始
昭和 61 年 3 月 15 日	第 1 回宜野湾市立中央公民館まつりを開催
昭和 62 年 4 月 1 日	2 代目館長 (兼務) 玉城宏が就任
昭和 63 年 4 月 7 日	3 代目館長 (専任) 古波蔵百合子が就任
<hr/>	
平成 2 年 4 月 1 日	4 代目館長 大城正美が就任
平成 6 年 4 月 1 日	5 代目館長 伊禮玲子が就任
平成 10 年 4 月 1 日	6 代目館長 上江洲慶子が就任
平成 14 年 4 月 1 日	7 代目館長 澤岨光子が就任
平成 18 年 4 月 1 日	8 代目館長 宮城政一が就任
平成 19 年 11 月 2 日	調理台補修工事完了
平成 20 年 4 月 1 日	宜野湾市立中央公民館から教育委員会生涯学習課公民館係に名称変更 9 代目館長 照喜名朝則が就任
平成 21 年 11 月 26 日	サークル連絡協議会から水車寄贈
平成 22 年 8 月 30 日	集会場及び視聴覚室の音響機器入替え
平成 23 年 2 月 5 日	第 25 回中央公民館まつり記念誌を発行
平成 23 年 4 月 1 日	10 代目館長 宮城豊が就任
平成 23 年 11 月 18 日	優良公民館文部科学大臣賞受賞
平成 25 年 3 月	研修室・児童室・視聴覚室・図書室改修
平成 25 年 4 月 1 日	11 代目館長 仲村健が就任
平成 26 年 4 月 1 日	12 代目館長 田場盛茂が就任
平成 27 年 4 月 1 日	13 代目館長 玉那覇清が就任
平成 28 年 1 月	集会場舞台機構及び照明機器改修工事完了
平成 28 年 5 月	集会場・視聴覚室・第一研修室音響関係貸借機器更新
平成 30 年 2 月 3・4 日	U-18 フェスティバル、中央公民館まつりを一元化し生涯学習フェスティバルを開催
<hr/>	
令和 2 年 3 月	トイレ改修工事完了
令和 2 年 4 月 1 日	14 代目館長 (生涯学習課長兼務) 真鳥かおりが就任
令和 2 年 10 月	中頭地方視聴覚協議会解散に伴い、一部機材・教材を査収
令和 3 年 3 月	集会場天井耐震工事、床・壁・磁気ループ改修工事完了
令和 4 年 3 月	集会場舞台機構改修工事、市民会館(中央公民館)車いす専用駐車場等整備工事完了
令和 5 年 4 月 1 日	15 代目館長 (生涯学習課長兼務) 佐久原昇が就任
令和 7 年 2 月	空調設備、中央監視盤、防災盤改修工事完了

(2) 宜野湾市立中央公民館施設の設置概要

名 称	宜野湾市立中央公民館	敷地面積	7533.393 m ²
位 置	宜野湾市野嵩1丁目1番2号	床 面 積	
着 工	昭和56年10月9日	集 会 場	456.663 m ²
竣 工	昭和57年12月25日	多 目 的 室	112 m ²
開 館	昭和59年10月22日	調 理 実 習 室	95.837 m ²
構 造	鉄筋・鉄骨コンクリート造り (地上3階 地下1階)	研 修 室 1・2	各 60.825 m ²
	※ 宜野湾市民会館と複合施設	児 童 室	46.5 m ²
		視 聴 覚 室	73.9 m ²
		図 書 室	190.75 m ²

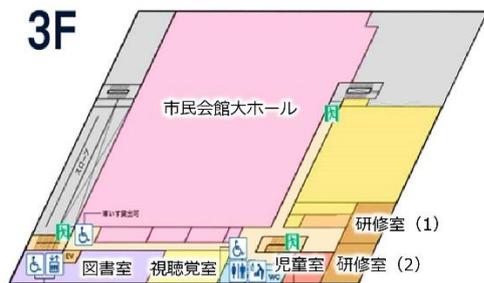


(3) 宜野湾市立中央公民館施設構成

フロアマップ FLOOR MAP



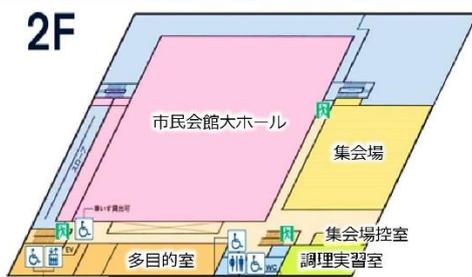
3F



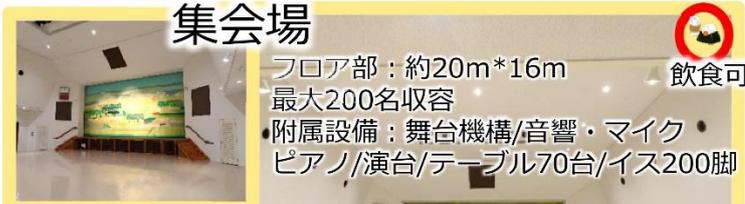
車いす対応エレベーター バリアフリートイレ
おむつ交換台あり



2F



車いす対応エレベーター バリアフリートイレ
おむつ交換台あり



2. 組織と予算

(1) 宜野湾市立中央公民館運営体制

職員総数 9 人(令和 6 年度)

館長(兼任)	1
係長	1
主査	1
主査(再任用)	1
会計年度職員(社会教育指導員)	3
会計年度職員(図書司書)	1
会計年度職員(催事・貸出・サークル担当)	1

※中央公民館館長は生涯学習課長を兼任

中央公民館は市民会館との複合施設となっており管理運営についても複合的に行っている。

市民会館(文化振興係)5人(係長1・主任主事2・会計年度任用職員2)

(2) 令和 6 年度宜野湾市立中央公民館運営審議会委員名簿

	氏名	役職名等	選任区分	任期
1	背戸 博史	琉球大学 地域連携推進機構 生涯学習推進部 教授	学識経験者	R6. 6. 1～R8. 5. 31
2	又吉 直正	真志喜中学校 校長 (宜野湾市校務研究会)	学校教育関係者	R6. 6. 1～R8. 5. 31
3	多和田 一美	普天間第二小学校 校長 (宜野湾市校務研究会)	学校教育関係者	R6. 6. 1～R8. 5. 31
4	稲嶺 聡子	宜野湾市 PTA 連合会 母親委員会 委員長	家庭教育関係者	R6. 6. 1～R8. 5. 31
5	知名 朝弥	宜野湾市青年連合会 会長	社会教育関係者	R6. 6. 1～R8. 5. 31
6	新垣 隆	宜野湾市自治会長会 会長	社会教育関係者	R6. 6. 1～R8. 5. 31
7	上原 佑太	宜野湾市商工会青年部 筆頭副部長	社会教育関係者	R6. 6. 1～R8. 5. 31
8	福井 由美子	宜野湾市立中央公民館サークル連絡協議会 会長	社会教育関係者	R6. 6. 1～R8. 5. 31

(3) 令和6年度予算・決算見込

歳入

(単位：円)

項目	予算	決算見込
中央公民館使用料	57,000	89,790
合計	57,000	89,790

歳出

総事業費

(単位：円)

項目	予算	決算見込
報酬	8,533,000	8,125,627
職員手当等	297,000	296,559
報償費	969,000	795,880
需用費	217,000	184,374
役務費	355,000	340,914
委託料	3,354,000	3,124,000
使用料及び賃借料	1,161,000	1,149,130
備品購入費	590,000	505,087
負担金、補助及び交付金	91,000	88,854
償還金、利子及び割引料	2,000	0
合計	15,569,000	14,610,425

事業別予算内訳

(単位：円)

事業名	予算	決算見込
自治公民館連携事業	492,000	340,000
中央公民館管理運営費	12,695,000	11,889,448
図書室管理運営費	2,382,000	2,380,977
合計	15,569,000	14,610,425

3. 上位関連計画と中央公民館の基本方針

(1) 第五次宜野湾市総合計画 前期基本計画（令和7～11年度）関連部分 抜粋

基本目標2 こどもたちが安心して、心豊かに成長できるまち

基本施策(6) 地域活動を通じた学びの充実と文化の継承

施策の展開 生涯を通じた学びの推進

(2) 第二次宜野湾市教育振興基本計画（令和3～7年度）関連部分 抜粋

基本目標6 生涯をととした学びの推進

基本施策24 多様な学びを支える環境づくりの推進

■中央公民館講座の充実に取り組みます。(中央公民館)

■情報発信の充実に努めます。(中央公民館)

基本施策25 学習成果を地域活動につなぐ仕組みづくり

■学習成果を地域活動につなぐ仕組みづくりを推進します。(生涯学習課)

基本施策26 家庭教育支援の充実

■家庭教育支援の環境づくりに努めます。(生涯学習課)

(3) 宜野湾市立中央公民館基本方針

①基本方針

中央公民館は、宜野湾市教育振興基本計画の基本理念「学び合い、未来を切り拓く人材の育成」を柱に、市民が豊かな学びと人間性を培えるよう、生涯各期に応じた教養や趣味等、市民のニーズに応じた多様な学習とその活用の機会の提供に努め、地域へつなぐ仕組みづくりに取り組む。

②運営方針

中央公民館は、社会教育法第二十条(※)の目的達成のため、次のとおり公民館の運営方針を定める。

- ・地域の人々が「集い・学び・憩い・そして創造」の場として、子どもから高齢者までのあらゆる市民のニーズに応えるべく、各種の講座や研修、展示会等の学習機会を提供し、コミュニティーづくりに努める。
- ・様々な体験学習等を通して、青少年の健全育成を促進する。
- ・地域の人々にとって最も身近な施設である市内の自治公民館を、生涯学習関連施設として位置付けることへの条件整備をし、時代に即した幅広い活動を展開する。

③取組事項

- ・中央公民館講座の充実を図る。
- ・情報発信の充実に努める。
- ・学習成果を地域につなぐ仕組みづくりを推進する。
- ・家庭教育支援の環境づくりに努める。

※社会教育法第二十条含む公民館に関する条文については巻末の「四. 中央公民館関係資料」参照。

二. 令和 6 年度事業実績

1. 令和6年度主な事業実績

※中央公民館は令和5年8月から令和7年2月まで改修工事のため休館、3月より再開。その間、主な事業は外部施設で実施した。

(1) 中央公民館主催講座(一般対象講座)

講座名	講座内容及び目的	実施日	定員	申込	受講	託児	手話
1 パパママ応援講座	“今”を楽しむ子育てに役立つ講座を3種類、各1回ずつ開設。 (ほめ愛アップ・ヨガ・おやつ作り)	①5/15(水) ②5/22(水) ③5/29(水)	12名	13名	10名	有	-
2 はじめよう！スマホでできる資産運用	スマホを活用した資産運用に興味がある初心者向け。(決済アプリ・新NISA・資産運用など)	①6/7(金) ②6/14(金) ③6/21(金) ④6/28(金)	20名	31名	19名	有	-
3 家系図づくり	自分のルーツを考えながら、子孫に残せる家系図を作るノウハウを学ぶ。	①9/13(金) ②9/20(金) ③9/27(金)	20名	23名	21名	-	有
4 初心者のための健康マージャン教室	健康マージャンで脳を活性化、仲間と交流を楽しみながらゲームを楽しむ。	①10/18(金) ④10/28(月) ②10/21(月) ⑤11/1(金) ③10/25(金) ⑥11/8(月)	24名	48名	37名	-	-
5 韓国語&韓国料理	身近な国・韓国のことばを学び、韓国料理づくりを体験し食文化を楽しむ。	①11/6(水) ④11/27(水) ②11/13(水) ⑤12/4(水) ③11/20(水) ⑥12/11(水)	12名	36名	12名	有	-
6 ノルディックウォーク	柔軟体操とノルディックウォーキングを組み合わせた誰でもできる運動で健康づくりを図る。	①1/17(金) ②1/24(金) ③1/31(金) ④2/7(金)	12名	14名	11名	-	-

(2) 中央公民館主催講座(夏休み親子・キッズ・ジュニア対象講座)

講座名	講座内容及び目的	実施日	対象	定員	申込	受講
1 親子で紅型バッグづくり	沖縄伝統工芸「紅型」の技法を体験し、郷土文化に関心を持つ。	①7/24(水)	小1～小3	親子15組	56組	24組
2 LEDランタンづくり	ランタンを身近な材料で作りながら電気のしくみを学び工作を楽しむ。	①7/26(金)	小4～小6	15名	39名	15名
3 eスポーツ教室	話題の『eスポーツ』初心者向け教室。ゲームを知略や戦略など競技性を含むスポーツとして捉える。今回は「ロケットリーグ」ゲームに挑戦する。	①7/28(日) ②8/4(日) ③8/11(日)	中学生	16名	12名	10名

(3) 小中学校連携講座(公立小中学校の児童生徒・保護者対象講座)

	講座名	講座内容及び目的	開催校	受講学年	実施日	回数	受講者数
1	SDGs講座 「資源の再利用サイクルを学ぼう」	SDGsを身近な環境から考えてみよう！と、ゴミを実際に分別したりしながら、資源のリサイクルの仕組みについて学ぶ。	普天間中学校	特別支援	10/16 (水)	1	18
2	磯遊び教室	身近な海の生き物を、実際に磯(イノー)に降りて観察。自然環境について考えるきっかけをつくる。	希望校なし	-	-	-	-
3	世界がもし100人の村だったら	世界の人口を100人に例えてみたらどうなるか、実際に体を使いながら世界各国の格差や多様性を感じとる。	宜野湾小学校	5学年	9/4 (水)	1	155
			普天間小学校	6学年	2/7 (金)	1	90
4	国際理解ワークショップ新貿易ゲーム	資源豊富な国と資源の乏しい国に分かれ、資源を使った商品を作り、貿易(取引)を行う体験をとおして世界経済の仕組みを学ぶ。	希望校なし	-	-	-	-
5	金融リテラシー講座 「大切なお金について考えてみよう！」	身近な題材を用いたクイズやゲームを通して、お金の役割やおこづかいの上手な使い方を楽しく学ぶ。	普天間中学校	特別支援	7/3 (水)	1	26
			嘉数小学校	5学年	12/18 (水)	1	138
6	スマホ・ケータイ安全教室「ネット犯罪について考えよう！」	スマホのメリット・デメリットを学び、親子で使い方を考える。詐欺や犯罪に巻き込まれないための知識を深め防犯につなげる。	普天間小学校	5学年	7/5 (金)	1	90
			普天間小学校	6学年	7/5 (金)	1	90
			嘉数小学校	5学年	7/5 (金)	1	137
7	組踊ワークショップ	ユネスコ無形文化遺産である沖縄の伝統芸能「組踊」を知り、郷土文化に興味や関心を感じるきっかけをつくる。	希望校なし	-	-	-	-

(4) 自治公民館講座(自治会が実施する生涯学習関連講座)

	講座開設自治会	講座名	実施日	回数	開催場所	対象	受講数
1	野嵩二区自治会	手作りおやつ	11/18(月)	4	野嵩二区 公民館	女性・高齢者	11
		フラダンス教室	11/28(木)			女性	10
		小物づくり1	12/9(月)			女性・高齢者	18
		クリスマスケーキ・シチュー作り	12/22(日)			青少年・一般	15
2	普天間二区自治会	健康講座①	12/4(水)	7	普天間二区 公民館	一般	8
		健康講座②	12/18(水)			一般	7
		健康講座③	1/6(月)			一般	6
		健康講座④	1/20(月)			一般	3
		手工芸	12/20(金)			一般	10
		ピンピン元気食の学校その1	1/15(水)			一般	8
		ピンピン元気食の学校その2	1/22(水)			一般	7
3	普天間三区自治会	きくらげの菌について	12/13(金)	3	普天間三区 公民館	一般	17
		きくらげ収穫体験(北中ファーム)	12/14(土)			一般	20
		きくらげの料理教室	12/15(日)			一般	19
4	新城区自治会	スマホ教室	12/11(水)	2	新城区 公民館	女性	12
		健康講座	12/19(木)			女性	13
5	喜友名区自治会	健康作り体操	11/5(火)	8	喜友名区公 民館	一般	14
		健康作り体操	11/12(火)			一般	15
		健康作り体操	11/19(火)			一般	15
		健康作り体操	11/26(火)			一般	15
		健康作り体操	12/3(火)			一般	15
		健康作り体操	12/10(火)			一般	15
		健康作り体操	12/17(火)			一般	16
		健康作り体操	1/14(火)			一般	12
6	伊佐区自治会	コンポスト土づくり(1)	10/18(金)	4	伊佐区 公民館	一般	36
		コンポスト土づくり(2)	11/21(木)			一般	35
		健康体操	12/5(木)			一般	21
		健康体操	12/12(木)			一般	21
7	大山区自治会	知っておきたい受験の新常識講座	6/29(土)	4	大山区 公民館	その他	21
		クリスマスの思い出作り	12/20(土)			その他	4
		クリスマスの思い出作り	12/20(土)			その他	2
		竹細工職人吉田のススキでほうき作り体験	3/1(土)			青少年	13
8	大謝名区自治会	初心者のための楽しいハーモニカ講座①	6/8(土)	3	大謝名区 公民館	一般	9
		初心者のための楽しいハーモニカ講座②	6/15(土)			一般	7
		初心者のための楽しいハーモニカ講座③	6/22(土)			一般	8
9	真栄原区自治会	エコたわしづくり	8/10(土)	2	真栄原区 公民館	女性	15
		ひとり朗読劇「泥かぶら」	2/8(火)			女性	13
10	長田区自治会	スマホde3Dスキャン	12/14(土)	3	長田区 公民館	一般	10
		～食べられる身近な植物～講習会①	2/21(金)			一般	8
		スマホde3Dスキャン・野外編	2/22(土)			一般	3
11	愛知区自治会	料理講習会①	10/30(水)	3	愛知区 公民館	女性	10
		料理講習会②	12/18(水)			一般	10
		料理講習会③	2/20(木)			一般	5
12	上大謝名自治会	ライフセーバーさんによる海の教室	7/21(日)	5	上大謝名 公民館	青少年	35
		夏休みこども実験教室	7/26(金)			青少年	38
		葬儀と法要について	8/11(日)			一般	15
		大人の絵本読み聞かせ会	9/24(火)			一般	32
		寄せ植え教室	2/22(土)			女性	22

(5) 自治会長・書記会連携講座

	講座名	実施日	対象	場所
1	「普通救命講習」	R7. 1/30(木)	自治会長・書記	我如古区 公民館

(6) 企画・連携事業

	企画名	実施日	対象	場所
1	地域連携企画・宜野湾市立中央公民館サークル作品展	6/11(火)～6/24(月)	一般	コザ信用金庫 普天間支店
2	宜野湾市立中央公民館サークル紹介パネル展	R7. 1/20(月)～2/2(日)	一般	宜野湾市民 図書館

(7) サークル活動の振興

宜野湾市立中央公民館では、社会教育法第二十条の趣旨に則り、社会教育の一環として定期的かつ継続的に学習を行う団体(サークル)に対し、活動の振興を図る。

令和6年度サークル一覧表

登録 番号	サークル名	活動内容	登録 番号	サークル名	活動内容
1	自彊術体操サークル	自彊術体操	13	ラキフラサークル	フラダンス
2	ハワイアンフラサークル ホアロハ	フラダンス	14	中国武術サークル	中国武術
3	書道サークル みやらび	書道	15	ギターサークル 六弦大	クラシックギター
4	レイモキハナフラサークル	フラダンス	16	紅型サークル「彩」	紅型染め
5	水彩画サークル「ほおずき」	水彩画	17	普天間川柳の会	川柳
6	社交ダンスサークル むつみ	社交ダンス	18	宜野湾市うちなあぐち会	うちなあぐち
7	天行健宜野湾太極拳サークル	太極拳	19	民謡サークル「ひやみかち」	唄三線
8	パソコンサークル はばたけ	パソコン	20	ぎのわん市少年少女合唱団	合唱
9	和裁サークル	和裁	21	宜野湾市太極拳協会	太極拳
10	ムンジユルの会	琉舞	22	しきなみ短歌サークル	短歌
11	歌声サークル「コール宜野湾」	合唱	23	宜野湾フォーカス	写真
12	オカリナサークル ふれんず	オカリナ	24	ぎのわん the Blenders	ジャズバンド

※休館の間、サークル活動は自治公民館などの外部施設や会員の自宅で実施。

(8) 令和6年度中央公民館図書室利用状況

① 図書室の紹介

宜野湾市立中央公民館図書室は、生涯学習の場として市民に提供している。
令和7年3月の利用再開に伴い、運用を一部変更し、一部図書の閲覧と学習室の利用のみとしている。

② 図書室の開室時間等

開室曜日	月・水・木・金
開室時間	9:00 ~ 17:00
休室日	火曜日・土曜日・日曜日・祝日・慰霊の日・年末年始

※令和7年3月より開室日および休室日を変更

③ 令和6年度中央公民館図書室利用状況

【月別利用状況】													
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
入室者数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	111	111
貸出人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
貸出冊数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新規登録者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

【対象者別利用状況】							
	幼児	小学生	中学生	高校生	一般	団体	計
入室者数	9	15	6	0	81		111
貸出人数	0	0	0	0	0	0	0
貸出冊数	0	0	0	0	0	0	0
新規登録者	0	0	0	0	0	0	0

【年度別利用状況】					
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
入室者数	2,469	1,341	3,141	1,472	111
貸出冊数	2,156	1,431	2,653	1,202	0
新規登録者	68	38	138	108	0

(9) 施設管理運営状況

開館時間：9:00～21:00(問合せ：8:30～17:00 まで)

休館日：火曜日、祝日、慰霊の日、年末年始

施設：市民会館との複合施設/共用の専用駐車場最大 167 台・ちゅらパーキング 4 台

(1 階:市民会館 2 階:集会場/多目的室/調理実習室 3 階:視聴覚室/研修室 1・2/児童室/図書室)

	集会場	多目的室	調理実習室	視聴覚室	研修室1	研修室2	児童室
最大収容人数	200 名	60 名	20 名	30 名	20 名	20 名	15 名
主な設備	舞台機構/音響/ピアノ/控室	ホワイトボードなど	調理台/調理器具	プロジェクター/スクリーン/ピアノ	プロジェクター/スクリーン	スクリーン	プレイマット

※会議用長テーブル・イスあり(集会場/多目的室/研修室 1・2)

(10) 令和6年度利用状況

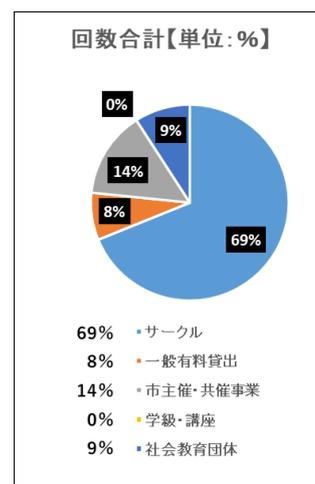
【施設別利用状況】

	集会場		多目的室		調理実習室		視聴覚室		研修室1		研修室2		児童室		合計	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
4月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
11月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2月	3	420	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	420
3月	33	890	13	322	2	20	5	50	4	45	14	167	1	15	72	1,509
合計	36	1,310	15	322	2	20	5	50	4	45	14	167	1	15	77	1,929

※多目的室2月は集会場の控室として使用。人数集計なし。

【目的別利用状況】

	サークル		一般有料貸出		市主催・共催事業		学級・講座		社会教育団体		合計	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
4月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
11月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2月	0	0	0	0	1	70	0	0	4	350	5	420
3月	53	619	6	137	10	699	0	0	3	54	72	1,509
合計	53	619	6	137	11	769	0	0	7	404	77	1,929



【過去5年間の利用人数】

年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
利用人数	9,835	13,659	28,820	8,269	1,929

※休館中、設備稼働確認のために市主催や社会教育関係団体の催事を一部実施。

2. 加盟組織および各種研修

(1) 沖縄県公民館連絡協議会

県内公立公民館及び自治公民館等相互の連絡提携を図り、公民館活動の健全な発展及び社会教育の振興に寄与することを目的として、北部地区公民館連絡協議会、中部地区公民館連絡協議会、那覇地区公民館連絡協議会、南部地区公民館連絡協議会、宮古地区公民館連絡協議会及び八重山地区公民館連絡協議会をもって組織し、各種研究集会等事業を行う。

① 令和6年度沖縄県公民館関係者研修会

【日 時】 令和6年5月30日 14:30～16:30

【場 所】 南風原町立中央公民館

【講 演】 「持続可能な地域づくりで公民館の可能性を探る」/小田 圭介 氏

② 第54回 沖縄県公民館研究大会南部大会

【日 時】 令和6年11月15日 10:00～15:45

【場 所】 沖縄県南城市文化センター シュガーホール

【大会テーマ】 絆（結い）をつなぐ公民館～持続可能な地域づくりを目指して～

【講 演】 「地元を遊ぶ。すると魅力が見えてくる」/仲座 健太 氏

(2) 中部地区公民館連絡協議会

地区内公民館相互の連絡連携を緊密に図り、もって公民館の振興発展に寄与することを目的として、中頭教育事務所管内の公民館をもって組織し、各種研究集会等事業を行う。

① 第36回 中部地区公民館研究大会北中城大会

【日 時】 令和6年9月27日 14:00～17:15

【場 所】 北中城村立中央公民館 ホール

【大会テーマ】 「絆を紡ぐ公民館」～持続可能な人づくり・地域づくりを目指して～

【講 演】 公民館における防災対策と災害時の避難等について/長堂 政美 氏

○事例発表1: 「地域がふれあい、協力し合う自治公民館」～恩納村塩屋公民館～
恩納村教育委員会 社会教育課 漢那 靖文

○事例発表2: 「緑があふれ 笑顔でつなぐ街」

北谷町桑江区公民館 公民館長 宮平 俊治

(3) 沖縄県社会教育指導員連絡協議会

沖縄県社会教育の充実発展、指導員相互の資質向上と緊密な連携等を図ることを目的として、各教育事務所単位に地区社会教育指導員連絡協議会を組織し、研修会等の事業を行う。

① 第33回 沖縄県社会教育指導員連絡協議会研修会

【日 時】令和6年10月11日 10:00～15:20

【場 所】名護市民会館・中ホール

【テ ー マ】奇跡の森「やんばる」

～世界自然遺産の現状を知り、私達に出来ることを探る～

○第一部：講演会 奇跡の森「やんばる」

～日本で唯一飛べない鳥ヤンバルクイナのキセキ～/講師：金城 道男 氏

○第二部：現地視察（名護市民会館→大保フェンス、大保ダム）

現地説明者：金城 道男 氏

(4) 中頭地区社会教育指導員連絡協議会

社会教育の向上発展、指導員相互の研修と連携を密にし、資質の向上を図ることを目的として、社会教育指導員設置要綱により市町村教育委員会の委嘱を受けた社会教育指導員で構成し、研修会等の事業を行う。

① 令和6年度 中頭地区社会教育指導員前期研修会

【日 時】令和6年9月11日 9:30～14:00

【場 所】北中城村ファーム きくらげ小町

【研 修】「北中城村ファーム きくらげ小町視察」

② 令和6年度 中頭地区社会教育指導員後期研修会

【日 時】令和6年12月11日 10:00～15:00

【場 所】北谷町立博物館

【研 修】「北谷町立博物館視察・夜光貝のアクセサリ作り」

三. 令和 7 年度事業計画

1. 令和7年度 主な事業計画

(1) 一般講座 (8 講座)

一般を対象に、教養、趣味、家庭教育等、生活に即する内容や、課題解決に向けた講座を実施すると共に、学習を通して市民のコミュニティづくりに寄与する。講座により託児サービスや手話通訳を配置。

(2) 夏休み講座 (3 講座)

低学年は親と子が共同作業や体験を行う内容を盛り込むことで、親子のコミュニケーションを深め、より良い親子関係の形成を図る。また、高学年・中学生は、多様な体験を通して新しいことに挑戦する楽しさを感じ、自主性や意欲を育む。

(3) 学校おでかけ講座 (2 講座)

学校を主な開催場所として、希望した市内公立小中学校の児童生徒・保護者を対象に、中央公民館が提案する講座を実施する。学校と連携することで、家庭教育支援の一環となり、より多くの児童生徒・保護者に、身近な環境・郷土文化・SDGsに関連した学びの機会を提供する。

(4) 自治公民館講座 (16 自治会が実施予定)

市内の自治公民館を生涯学習関連施設として位置づけ、自治会が主体となり、地域の人材を活かし、住民が求めるテーマを学習することで、学習意欲の向上と楽しく明るい地域づくり活動の推進を図る。

(5) 自治会長・書記連携講座 (23 自治会長・書記を対象に 1 講座)

地域の課題解決に向けた取り組みや地域の活性化、ならびに生涯学習の普及・推進を図ることを目的とし、中央公民館が講座開設のノウハウを活かして、自治公民館と調整し、他関係部署と連携を図り講座を実施する。

(6) 企画・連携事業

① サークル紹介パネル展

サークル団体の活動内容や活動成果を社会に還元する地域貢献活動の様子を紹介するパネル展示を実施し、サークル団体および一般市民の生涯学習活動の振興を図る。

② サークル作品展

学習成果の発表の場を設けることで、さらなる生涯学習への意欲向上と普及促進を図る。

※上記 (1) ~ (3) の詳細を次ページに掲載

令和7年度 宜野湾市立中央公民館講座開催予定一覧表

(1) 主催講座（一般講座）

開催月	講座名	内容及び目的	回数	定員	託児	手話
5月	スキンケアレッスン講座 ～すこやか肌をめざそう～	基本的なスキンケアの役割や正しい量、使い方などをレッスンする。日焼け対策や就職活動時のメイク方法にもおすすめの講座。	1	15名	-	有
6月	初めてのペアトレ	子どもの行動を理解し、適切な対応法を具体的に学び、学習・練習して身につけることを通して、より良い親子関係づくりを目指す。	2	16名	有	-
9月	大学受験の新常識	高校受験、大学受験の新常識を知ってもらい、自信をもって受験に臨むためのノウハウを学ぶ。	1	親子 20組	-	有
9月	保険、年金のしくみ	社会保険制度のお話	1	20名	有	-
10月	大人のしごと	書道と紅型染めのオリジナルアートを楽しむ	2	15名	-	-
11月	パパママ応援講座	子育てに役立つ講座を3種類、各1回ずつ開設。(しつもんメンタルトレーニング、アロマでセルフケア、おやつ作り)	3	16名	有	-
12月	お酒にも合う健康おつまみ講座	おいしく健康的、お酒にも合うおつまみの調理実習を楽しむ	2	16名	-	-
1月	自重トレーニング	ダンベルやマシンなどの器具を使わずに自宅でもできるトレーニングを楽しむ	2	20名	有	-

(2) 主催講座（夏休み講座）

対象	講座名	内容及び目的	回数	定員
小1～小3 (親子)	時計づくり	首里城の形の木材を使ってオリジナルカラーの時計づくりを楽しむ。	1	親子20組
小4～小6 (親子)	サイエンスクッキング ～島野菜ハンダマの 紫マジックショー～	島野菜のハンダマを使ってサイエンス要素を取り入れたクッキングを楽しむ。	1	親子10組
小5～中3 (キッズ・ジュニア)	新聞づくり	新聞づくりをとおして、情報を集める力や、文章力、表現力を学び、達成感と自信につなげる。	1	20名

(3) 小中学校連携講座（学校おでかけ講座） ※市立各学校へ周知、募集

対象	講座名	内容及び目的	回数	場所
クラス単位	スマホ安全教室	インターネットを使う時の注意点、ネットいじめやSNSの注意点などについて実例などから、詐欺や犯罪に巻き込まれないための知識を深め防犯につなげる。	1	各学校内
クラス単位	性についてのお話	自分の体について知ること、自分を守る力、思春期に起こる心の変化など、正しい知識や情報リテラシーを学ぶ。	1	各学校内

四. 中央公民館關係資料

1. 講座終了報告書

(1) 中央公民館主催講座 (一般対象講座)

作成日：2024年7月1日

講座終了報告書

【講座名】 パパママ応援講座(託児有)

【実施日】 5月15日、22日、29日(各水曜日)

【時間】 14:00~16:00

【場所】 宜野湾市男女共同参画支援センター ふくふく

【講師】 ティエラクリエイト てるやともこ、yoga15 砂川真由美、Happy Pasta 1231 島袋文佳

【定員】 12名 【申込者】 13名 【受講者】 10名

【受講生の声】

- ・ 普段自分について、こんなに意識して考えたことがなかったが、今日のワークで自分が毎日頑張っていること、いいところに気づけて良かった。グループ内でシェアすることで気づくこともあったし、ほめられて、恥ずかしい気持ちもあったがとても嬉しかった。自分をほめて認めて、周りの人にも良い気持ちを繋ぐことができたなら、みんな happy だなと思う。今日から実践して練習、習慣化していきたいです。
- ・ 久しぶりに体を動かすことができ、リラックス・リフレッシュできました。短い時間でも子供を預けて自分自身に集中できる時間はすごく貴重でした。日常生活に少しの時間でも取り入れられたらと思いました。
- ・ 体に優しい材料でおいしいパンが作れ、とても良い機会でした。また、子どもに食べさせてあげたい栄養がたくさんある食材でためになりました。子どもを預けながら、自分や周りの方との交流もとても良い時間になりました。

【所感】

- ・ 講座名の影響もあり、乳幼児の託児利用者が多く、託児付き講座の必要性を強く感じた。
- ・ おやつ作りの講座は事前調理をしたが、実際に講座当日になるとオープンの調整具合や受講生のペースの遅れなどで時間配分がうまくいかず、講座終了時間までに片付けまでできなかったもので、講師の打合せの際に大まかなタイムテーブルを組んでもらったりして調整してもらおうと思った。

受講風景



講座終了報告書

【講座名】はじめよう！スマホでできる資産運用（託児有）

【実施日】6月7日、14日、21日、28日（各金曜日）

【時間】13：00～15：00

【場所】宜野湾市民図書館 カルチャーホール

【講師】沖縄県金融広報委員会 慶田城裕

【定員】20名 【申込者】31名 【受講者】19名

【受講生の声】

- ・お金のこと等中々分からないことが多く一步を踏み出すことができなかつたのですが、講座をやったので、まずは証券口座を開設してみようと思いました。また、家族でお金の話をする機会もなかつたので、今回の講座の話を家族と共有していただけたらなと思いました。
- ・お金について分からないことが多いので、詳しく細かい内容まで分かりやすく説明を頂き有り難う御座いました。何より家庭のお金の流れを見直すきっかけになったのが大きいです。
- ・お金の話から始まり、“何のためにお金を使うのか”等、自分の生活に即して具体的に考えることが大切だと気付く事が出来ました。できればもっと早く（若い時に）お話を伺いたかったです。
- ・今までお金のことをザックリとしか考えていなく、今回の受講でお金の使い方がすごく分かり、子ども達に話をする事で少しでも役に立ってるんじゃないかと思えます。

【所感】

- ・講座実施日が月曜日の午後1時という事もあり、受講率が懸念されたが、講座内容に強い関心のある受講生が多かったのか、急用の方を除いてほぼ全員が受講した。
- ・受講生のアンケートのを見ると広報手段の回答で市報を見ての応募が88%と高いが、SNSをみての応募者も2名おり、SNSの登録者も増えていると感じた。
- ・受講生の全員が講座が良かったと回答しており、講座内容・講師の選定ともに良かったと思う
- ・受講歴を見るとアンケートに回答した17名中12名（70%）が初めて講座を受講したと答えており、多くの市民に講座を受ける機会が出来たと考える。



講座終了報告書

【講座名】家系図づくり（手話通訳有）

【実施日】9月13日、20日、27日（各金曜日）

【時間】14：00～16：00

【場所】宜野湾市民図書館

【講師】①相続サポートくる沖縄 相続診断士 崎原敏子 ②ファイナンシャルプランナー 前里大樹
③司法書士 平田進矢

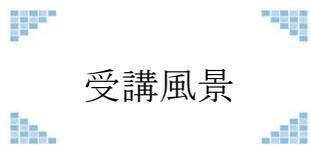
【定員】20名 【申込者】23名 【受講者】21名

【受講生の声】

- ・3回講座を受講できて良かったです。戸籍の取り方、読み方参考になりました。終活の大切さもありありがとうございました。相続も勉強になりました。
- ・年齢的にこの講座は大変有意義ですべて身につけたいお話でした。今回は終活といっても金銭に関するお話が多かったですが、「心」の問題としての終活のお話なども具体的に聞けたらと思います。どうもありがとうございました。
- ・戸籍の記載内容から実際に家系図を作るところまでやってもらえるとよかったと思う。
- ・ろうあ者を対象にして講座や勉強会があるとよいと思います。

【所感】

- ・申込者が定員20名を超えたが、講師と調整し、抽選を行わず21名全員が受講できた。
- ・障がい福祉課との連携で手話通訳士2名を派遣していただき、ろうあ者1名が受講できた。
- ・実際に役所などに出向き戸籍を取りにいった受講生が多くいたが、読み方が難しく自身の家系図にうまく繋がれず戸惑っている姿が見られた。



受講風景



講座終了報告書

【講座名】 初心者のための健康マージャン教室

【実施日】 10月18日、21日、25日、28日、11月1日、8日（月・金曜日）

【時間】 14:00～16:00

【場所】 宜野湾市民図書館 カルチャーホール

【講師】 健康マージャン連盟 前花愛、前花正樹

【定員】 24名 【申込者】 48名 【受講者】 37名（内1名、2回目以降キャンセル）

【受講生の声】

- ・親の認知症予防にと興味を持ち、自分がやってみないと教えられないと申し込んだが、説明がとてもわかりやすく、教える先生が多数いてくれて、学びながら楽しく講座を受けることができました。
- ・初めてのマージャン講座、すぐに楽しめるように設定されていてわからないながらも楽しんで、周りの方たちとも触れ合うことができ、とても良かった。
- ・奥の深いマージャン。ついていけなく、現場でそばで教えていただきながら進めていかないと全然進歩がありませんでした。先生の話は分かりやすかったが、もう少し時間が欲しかったし、役も覚えなかった。
- ・以前から興味を持っていましたが、この講座を知って応募しました。まだまだ皆さんと一緒に勉強したいです。

【所感】

- ・初心者のための健康マージャン教室として申込受付をしたが、始まってみると経験者が5名ほどおり、1回目の講座で経験者と卓を一緒になった参加者がついていけないとキャンセルがあった。
- ・今回の講座は募集の段階で『脳の活性化や認知症予防』『コミュニケーションツール』と掲載したためか、36名中18名が70歳以上と高齢者が多かったが、欠席者も少なくほとんど全員が楽しかったとの感想を寄せている。
- ・全6回講座で講座回数が多く、受講生が36名と大人数にもかかわらず、参加率が97%と高かったのので、それだけ受講したい講座であると感じた。

受講風景



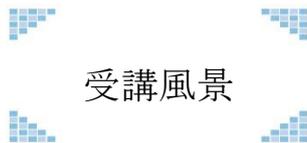
講座終了報告書

- 【講座名】韓国語&韓国料理（託児有）
- 【実施日】11月6日、13日、20日、27日、12月4日、11日（各水曜日）
- 【時間】10：00～12：00（調理は10：00～13：00）
- 【場所】宜野湾市男女共同参画支援センターふくふく
- 【講師】ユン・ソヨン
- 【助手】宮寺阿紀江
- 【定員】12名 【申込者】36名 【受講者】12名
- 【受講生の声】

- ・先生や運営してくださる方がとても親切で温かくて楽しく受講することができました。ありがとうございました。韓国語初心者でしたが挫折せずに受講できたのは皆さんのおかげです。コツコツ続けて夢は韓国旅行へ行くことです。
- ・あっという間に終わってしまって少し寂しいです。もっと学びたいな、もっとみんなと仲を深めたいなと思っています。とても楽しく話すだけでなく読めるように書けるようになればいいなと更に韓国語に興味を持つ機会になりました。ありがとうございました。

【所感】

- ・受講者の意識が高く、予習復習をしている様子が見られ各回、意欲的に参加していた。
- ・グループワークを取り入れていたので、受講者同士仲良くなり、互いに韓国語で話すなど、回を重ねるごとに楽しい雰囲気であった。
- ・調理の際は、各グループ協力し合って手際よく取り組み、スムーズに進んだ。
- ・韓国のお菓子やお茶、料理を味わいながら文化に触れることができ、とても充実していた。



受講風景



ビビンバ
プルコギ etc



韓国のお茶と
お菓子♪

講座終了報告書

- 【講座名】ノルディックウォーク
【実施日】1月17日、24日、31日、2月7日（各金曜日）
【時間】10：00～12：00
【場所】市民会館玄関前／いこいの市民パーク
【講師】仲松智美
【助手】坂本章
【定員】12名 【申込者】14名 【受講者】11名
【受講生の声】

- ・毎回の細やかな説明、方言等を交えながら明るく楽しく学習できました。うまく動作できない所がありました。何とかついていけたような気がします。ありがとうございました。また機会があれば参加したいです。
- ・いつも楽しくわかりやすく指導していただき、ありがとうございました。毎回とても楽しかったです。

【所感】

- ・観光スポーツ課からノルディックウォーク用のポールを借用することができたので、ポールを持っていない方でも講座に参加できる機会を作ることができてよかったと思った。
- ・講座の回数を重ねるごとに受講生の姿勢もよくなって、講座を楽しんでいる様子が見られた。
- ・最終日は少し雨模様だったため、安全面を考慮して、当初予定していた公園から市民会館玄関前とロビーに会場を変更して講座を行った。プログラムの変更もしていただき、受講生も最後まで熱心に取り組んでいたため会場も変更して開催した甲斐があったと感じた。

受講風景



(2) 中央公民館主催講座 (夏休み親子・キッズ・ジュニア対象講座)

作成日：2024年8月14日

講座終了報告書

【講座名】親子で紅型バッグづくり

【実施日】7月24日(水)

【時間】10:00~12:00

【場所】宜野湾市男女共同参画支援センター ふくふく

【講師】ハンザキビンガタ 宮城朝子

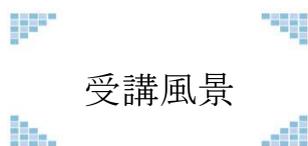
【定員】15組 【申込者】56組 【受講者】24組

【受講生の声】

- ・ぼくは、はじめてびんがたたけんをしました。いろいろな色をぬっていいシーサーがかんせいしました。お家でかんせいするのが楽しみです。
- ・バッグづくりで色をぬったところがたのしかったです。またやるのも楽しみにしています。またやりたいです。
- ・とっても楽しかったです。私はこうさくなどの図工が大好きなのでこのイベントにさんかできてよかったです。バッグがかんせいしたら学校にもっていこうと思います。次も楽しいこうぎ考えてください。

【所感】

- ・今回初めて学校のスクリレを利用しての配信だったが、思いのほか申込者が多く、当初定員15組の予定で企画したが、講師と調整し24組が受講した。
- ・通常は講座では紅型の染料は6色とのことだったが、受講生の要望があったため、講師がその場で8色まで増やしてくれた。
- ・バッグのデザインは表のみに型を使って色をつけるだけの予定だったが、講師が裏にも好きな絵を描いてもいいよと言ってくれたので、参加者のほぼ全員が思い思いに絵を描いていた。



講座終了報告書

【講座名】LED ランタンづくり

【実施日】7月26日（金）

【時間】14：00～16：00

【場所】宜野湾市立博物館

【講師】琉球大学総合技術部のみなさん

【定員】15名 【申込者】39名 【受講者】15名

【受講生の声】

- ・今日はランタンづくりを通して楽しく学ぶことができました。はんだごてをしたり、ケーブルをつなぐなど初めての体験が多くありました。
- ・今日のLEDランタンづくりの感想は、今までやったことない体験ができたし、自由研究にもできたと思いました。
- ・ペットボトルをにぎると魚が動くことにびっくりしました。ハンダはちょっと難しかったです。

【所感】

- ・今年初めて募集チラシをスクリーンでの配信による配布にしましたが、思ったより反響があり、定員の3倍弱の応募があった。
- ・講師の琉大総合技術部の皆さんが9名来てくれたおかげで、準備・片付けがスムーズにはかどった。
- ・はんだごての使い方については丁寧に説明してくれたので、やけどやケガもなかった。
- ・小学校高学年向け講座でしたが、はんだごてを使うとのことで保護者の同伴で参加しても良いとの連絡をしての開催でしたが、当日に急遽参加する保護者がおり、席のセッティングに対応が必要になった。

受講風景



講座終了報告書

【講座名】e スポーツ教室

【実施日】7月28日、8月4日、11日（各日曜日）

【時間】13:00～15:00

【場所】学校法人 KBC 学園 KBC 高等学院

【講師】学校法人 KBC 学園 KBC 高等学院 宮野学、山本千穂、伊佐尚子

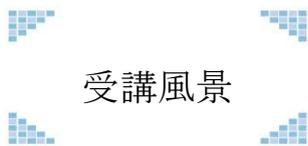
【定員】16名 【申込者】12名 【受講者】10名

【受講生の声】

- ・e スポーツをやって自分の触れなかったゲームに触れたり、e スポーツで本格的な大会が今後あることがわかって、とても楽しくワクワクのある講座でした。
- ・e スポーツはどこからがe スポーツでどこからが普通のゲームなのかがわからなかったけれど、別人と競い合うゲームというのがe スポーツということを知りました。その他にもe スポーツのルールや操作方法などを知ることができたのでとても勉強になりました。
- ・e スポーツのルール、大会などの事が知れて、ルールをもとにゲームをするのが楽しかった。

【所感】

- ・講座内容から申し込みが殺到するかと思ったが、会場が那覇ということもあったせいか、定員16名に対して12名の申込しかなかったことと、送迎ができなくなったとして1名のキャンセルが出た。
- ・教室初日でゲームに入ると夢中になったせいか、NGワードを発する子がおり、それを聞いた保護者からこのような暴言を発するような講座には参加させないと申し出る事案が発生した。その後、講師側と対策を話し合い、その都度注意すること申し合わせた。



(3) 小中学校連携講座 (公立小中学校の児童生徒・保護者対象講座)

作成日：2024年10月25日

講座終了報告書

【講座名】SDGs 講座「資源の再利用サイクルを学ぼう」

【実施日】10月16日(水)

【時間】14:45~15:35(6校時)

【場所】普天間中学校 家庭科室

【講師】株式会社リフテックフロー 依田欣文

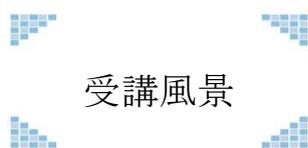
【受講生】特別支援学級4クラス 18名

【先生の声】

- ・ペットボトルやスプーン等を分別したことで、生活に密着した内容となっており、生徒にも分かりやすかったと思います。
- ・SDGs、ごみの分別等学んだことを実生活に生かせる内容でありがたかったです。
- ・授業の中でも SDGs の内容などを取り入れながら、自分たちにできることは何かを考える学習をしていきたいと思います。

【所感】

- ・特別支援クラスということもあり、講座内容を急遽変更していただき、身近なごみの分別ということを取り上げたので子ども達も楽しそうにしていた。
- ・講座の冒頭で座学的な内容だったので、子ども達の集中力が長続きせず、もう少し活動的なところを多くしたほうがよかった。



講座終了報告書

【講座名】世界がもし100人の村だったら

【実施日】9月4日（水）

【時間】13：20～14：05（5校時）、14：15～15：05（6校時）

【場所】宜野湾小学校 体育館

【講師】公益社団法人 青年海外協力協会（JOCA） 矢田部健佑

【受講生】5年生5クラス 約155名（5校時と6校時の2回に分けて実施）

【担任教師の声】

- ・5年生の総合でSDGsを調べているので、子どもが体験的に学べる良い機会になった。
- ・世界の問題について活動を通して感じられたので、総合の活動にも活かしていきたいと思う。
- ・講座の後、振り返りの授業でもたくさんのお話をしていたので、子ども達の心にも残っている様子が窺えました。
- ・世界の課題にピンとこない子もいましたが、実際に体験することで文字が読めない生きづらさや食料のもらえない苦しさを実感し、自分ごととしてとらえることができたと思います。

【所感】

- ・講座冒頭の講師自己紹介で自分の得意な外国語で挨拶をしたため、子ども達はスペイン語、中国語、韓国語、タイ語等多言語に触れることができた。
- ・世界の富める国と貧しい国の違いについて、実際にゲームを通じて触れることにより、自分の国との違いを深く理解できたのではないかと感じた。
- ・講座の後、総合学習として振り返りの時間を設けてくれたとのアンケート結果もあったので、この講座を活かしていると感じた。

受講風景



講座終了報告書

【講座名】世界がもし100人の村だったら

【実施日】2月7日（金）

【時間】13：30～14：15（5校時）

【場所】普天間小学校 体育館

【講師】公益社団法人 青年海外協力協会（JOCA） 長濱彩

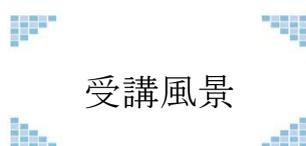
【受講生】6年生3クラス 約90名

【担任教師の声】

- ・子ども達がアクティビティを楽しみながら世界に目を向けることができた。
- ・今回このような機会があったことで、子ども達に世界に目を向けるきっかけとなりました。1コマで行ったのですが、2コマの内容だと感じました。次年度もぜひお願いしたいです。

【所感】

- ・講座冒頭の講師自己紹介でベナン共和国のことばで挨拶をしたので、子ども達は最初は戸惑ったようでしたが、その意味を聞かれるとみんなが答えていた。
- ・世界の富める国と貧しい国の違いについて、実際にゲームを通じて触れることにより、自分の国との違いを深く理解できたのではないかと感じた。
- ・講座の後、先生から総合学習として振り返りの時間を設けてくれるとのことがあったので、この講座を活かしてくれると感じた。



講座終了報告書

【講座名】金融リテラシー講座「大切なお金について考えてみよう！」

【実施日】7月3日（水）

【時間】14：45～15：35（6校時）

【場所】普天間中学校 家庭科室

【講師】沖縄県金融広報委員会アドバイザー 名城 佳枝、大城人志

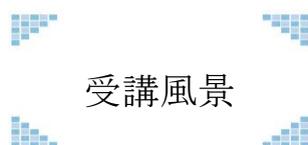
【受講生】特別支援学級4クラス 26名

【担任教師の声】

- ・「楽しくできる授業」で子ども達も思った以上に買い物体験を楽しんでいて、とても良いと感じました。また「誰かのために」という設定も良く、子ども達のやさしさや思いやりを知ることができました。
- ・グループ毎の課題に真剣に取り組む各々の生徒を見て普段見られない姿に感動する場面もあり、この機会を設けられたことに感謝いたします。
- ・金融リテラシー講座で実際に買い物を通しての学習に生徒も楽しみながら積極的に参加していたので、とても良い授業になりました。
- ・生徒たちの生活スキルとして最低限身に着けてほしい金融リテラシーの内容を「買い物」で具体化してくださったお陰で生徒たちがグループで協力し考え行動する姿が見られました。

【所感】

- ・特別支援学級の生徒たちにもわかりやすい講座内容で、実際の生活にも活かせるような体験ができる講座でした。
- ・実生活の中で誰のために何を作るか等のミッションを設けて（例えば野菜の嫌いな人のために作るカレーや辛い物が苦手な小さな子のためのカレー作り等）、そのミッションを考えながら、予算の範囲内でカレーの材料を買い物するという模擬体験を通してお金の使い方や大切さなど身をもって感じてもらえたと思います。



講座終了報告書

【講座名】金融リテラシー講座「大切なお金について考えてみよう！」

【実施日】12月18日（水）

【時間】10：30～11：15（3校時）、11：30～12：15（4校時）

【場所】嘉数小学校

【講師】沖縄県金融広報委員会アドバイザー 新城やよい、兼島良太

【受講生】5年生4クラス 138名

【担任教師の声】

- ・初めて受講しましたが、とても良かったです。お正月にお年玉の使い方を考えられる機会になってよかったと思います。
- ・普段の学校生活の中で、お金について話す機会はあまりありません。（お金や物の貸し借り、あげる・もらうなどの生活指導は時々あります）この講座は子ども達がひきつけられる楽しいクイズから始まり、実際におこづかい帳をつける練習まですることができ、子ども達にとってもとてもわかりやすかったです。大変有意義な時間でした。
- ・子ども達が興味をもって話を聞いていたので、わかりやすくてとても良かったです。
- ・「うんこどりる」のくだりは消して買いたいものを買うにはどうしたらいいか、もう少し時間をかけてほしかったです。また、貯金していく中でどうモチベーションを保てばいいのか等、次回教えていただけたらと思います。

【所感】

- ・5年生の児童たちにもわかりやすい講座内容で、お金の使い方、記録の仕方などをテキストやおこづかい記録帳などを使って具体的に説明していた。
- ・実生活の中で買い物をするときには必要なものと欲しいものをよく考えて使うと無駄遣いがなくなると説明すると納得している子が多くいた。
- ・最後にお正月でお年玉をもらったら、おこづかいきろく帳を使って、上手にお金を使えるようにしよう記録帳をプレゼントした。

受講風景



講座終了報告書

【講座名】スマホ・ケータイ安全教室「ネット犯罪について考えよう！」

【実施日】7月5日（金）

【時間】10:20～11:05（3校時）

【場所】普天間小学校多目的室

【講師】沖縄セルラー電話株式会社 安慶名武夫、波照間裕樹

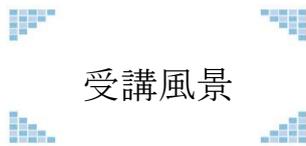
【受講生】5年生3クラス 約90名

【担任教師の声】

- ・内容も良く児童の興味・関心を引く映像でした。自分の身は自分で守ることを意識し、気を付けさせていきたいと思いました。
- ・スマホを持つことで危険にさらされることを確認できたと思います。
- ・スマホを持つことのリスクを再確認できたと感じます。友達同士のトラブル、金銭等のリスクを知ることができました。気を付けることはもちろんですが、正しい使い方（SNS は本名でやらないこと等）教師や保護者も未然に防げる手立ても知りたいです。

【所感】

- ・スマホの所有率が97～98%で残りはフィーチャーフォンを持っており、ほぼ全員がスマホ・ケータイを持っている。
- ・映像の中でゲームやユーチューバーのもじった名前が出てくると、すぐに反応し『あれは〇〇だよ』などと正しい名前を言い合っていた。



講座終了報告書

【講座名】スマホ・ケータイ安全教室「ネット犯罪について考えよう！」

【実施日】7月5日（金）

【時間】11：15～12：00（4校時）

【場所】普天間小学校多目的室

【講師】沖縄セルラー電話株式会社 安慶名 武夫 氏・波照間 裕樹氏

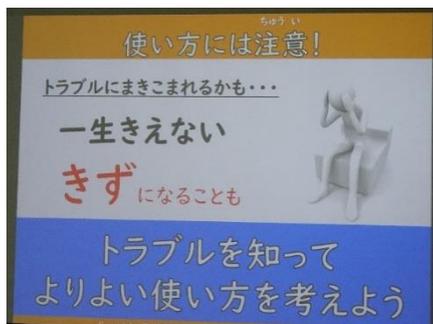
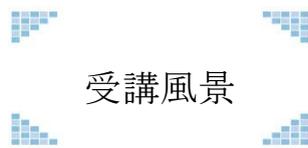
【受講生】6年生3クラス 約90名

【担任教師の声】

- ・クラスのほとんどの子がスマホやゲームでネット通信をしている現状なので、とても必要な講座だったと感じました。他人事ではなくいつでも自分に起こるかもしれないと子ども達に伝えて考えてもらいました。
- ・子ども達に分かりやすく、動画の内容や話の内容、講師の先生の話し方等とても良かったです。
- ・スライドも分かりやすい言葉でシンプルにまとめられていて良かったです。児童も頭に残ったと思います。今後も活用したい講座だと思いました。

【所感】

- ・スマホの所有率が97～98%で残りはフィーチャーフォンを持っており、全員がスマホ・ケータイを持っている。
- ・先生の指導が良いのか、講座の最中の子ども達の態度が良くて、話を聞くときは静かにしていて、討論する場面ではみんなグループ毎に話し合い、終了の合図があるとまた静かに聞く態度に変わっていた。



講座終了報告書

【講座名】スマホ・ケータイ安全教室「ネット犯罪について考えよう！」

【実施日】7月5日（金）

【時間】14：35～15：20（6校時）

【場所】嘉数小学校 地域連携室

【講師】沖縄セルラー電話株式会社 安慶名武夫、波照間裕樹

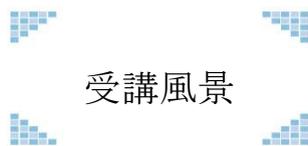
【受講生】5年生4クラス 137名

【担任教師の声】

- ・夏休みを目前にスマホや携帯について気をつけなければならない事を子ども達に伝えたいと思った。
- ・ネットにまつわるトラブルや将来にまで続く負の情報など、今の子ども達に伝えたい内容ばかりで大変勉強になりました。
- ・子ども達が興味を引く内容構成で良かったです。

【所感】

- ・始まりから終わりまで静かに聞いていた。
- ・動画への反応も良く、集中して学んでいる様子が見られた。



2. サークル地域貢献活動

(1) 令和6年度 地域貢献活動実績一覧

	サークル名	日付	イベント名	内容	場所
1	宜野湾市うちなあぐち会	R6.4.6	コープおきなわ2024年 第17回ボランティア団体交流会	実績発表会	アイムユニバースてだこホール
2		R6.4.30~	しまくとぅば教室（全8回）	講師ボランティア	志真志小学校
3		R6.7.6	中部地区女性連合会 島くとぅば語やひら事前研修会	研修会講師	沖縄市
4		R6.9.15	しまくとぅば県民大会	沖縄県しまくとぅば普及功労者表彰	シャボン玉石けんくくる糸満
5		R6.10.6	島くとぅば語やひら地区大会（中部地区）	運営スタッフ、審査員	吉の浦会館
6		R6.11.9	志真志小学校感謝デー	表彰団体代表あいさつ	志真志小学校
7		R6.12.7	4コマ漫画で残したい沖縄のチムグクル	講師（桃原毅/ももココロ）、 講演会設営	沖縄市立図書館
8		R7.1.19	県文化協会しまくとぅばサミット	活動紹介展示、代表挨拶	吉の浦会館
9		R7.1.25	宜野湾市女性連合会創立75周年記念 「講演と演芸のつどい」	うちなーぐち芝居 「羽衣伝説察度王誕生」上演	宜野湾市社会福祉センター
10		R7.2月	うちなーぐちテキスト自主制作	編集、配布（500部）	市内小中学校、自治会長会、 市議会、その他関係各所
11	民謡サークル「ひやみかち」	R6.9.17	ミニデイサービス	唄三線の披露	中原公民館
12		R6.9.18	デイサービスかいほう敬老会	ステージイベント出演	海邦病院
13		R6.12.25	アガベ会デイサービスクリスマス会	唄三線の披露	若松病院
14		R7.2.18	ミニデイサービス	唄三線の披露	中原公民館
15		R6.11.23	第35回宜野湾産業まつり	イベントステージ出演	宜野湾海浜公園内
16	オカリナサークルふれんず	R6.5.26	オカリナサークル団体による交流会	演奏披露	浦添市立公民館
17		R6.9.16	敬老会	出演ボランティア	デイサービスおれんじ嘉数
18		R6.10.12	敬老会	出演ボランティア	グループホーム真栄原2丁目
19		R6.11.23	第35回宜野湾産業まつり	イベントステージ出演	宜野湾海浜公園内
20	ムンジユルの会	R6.8.5	福寿園お楽しみ会	出演ボランティア	福寿園
21		R6.11.21	沖縄と台湾の文化交流	「四つ竹」を披露	台湾
22		R6.12.12	令和6年度沖縄県更生保護大会	幕開け演武で「かぎやで風」披露	アイムユニバースてだこホール
23	中国武術サークル	R6.8.19	放課後カンフー教室	カンフー教室の企画、運営。講師	赤道児童センター
24		R6.12.9	沖縄県立中部商業高等学校創立60周年 記念祝典・祝賀会	演武披露	沖縄県立中部商業高等学校
25		R6.11.24	第35回宜野湾産業まつり	イベントステージ出演	宜野湾海浜公園内
26	天行健宜野湾太極拳サークル	R6.12.9	沖縄県立中部商業高等学校創立60周年 記念祝典・祝賀会	演武披露	沖縄県立中部商業高等学校
27		R6.11.24	第35回宜野湾産業まつり	イベントステージ出演	宜野湾海浜公園内
28	書道サークルみやらび	R6.8月ごろ	—	外国人向け50音表（かな・カナ）贈呈	宜野湾市人材育成交流センターめぶき
29		R7.2.22	宜野湾市PTA連合会創立50周年記念式典	表彰状筆耕ボランティア	宜野湾市立中央公民館
30	宜野湾市太極拳協会	R6.9月	長田区自治会敬老会	演武披露	長田区公民館
31		R6.11.24	第35回宜野湾産業まつり	イベントステージ出演	宜野湾海浜公園内
32	紅型サークル「彩」	R7.2.23	中原区自治会紅型講座	紅型講座の講師・助手	中原区公民館
33	ハワイアンフラサークルホアロハ	R6.11.23	第35回宜野湾産業まつり	イベントステージ出演	宜野湾海浜公園内
34	レイモキハナフラサークル	R6.11.24	第35回宜野湾産業まつり	イベントステージ出演	宜野湾海浜公園内
35	水彩画サークル「ほおすき」	R6.12.12 ~R7.1.29	第19回水彩画サークルほおすき展	作品展示	コザ信用金庫宜野湾支店
36	歌声サークル「コール宜野湾」	R6.11.24	第35回宜野湾産業まつり	イベントステージ出演	宜野湾海浜公園内
37	ラキ フラサークル	R6.11.23	第35回宜野湾産業まつり	イベントステージ出演	宜野湾海浜公園内
38	ぎのわん市少年少女合唱団	R6.11.24	第35回宜野湾産業まつり	イベントステージ出演	宜野湾海浜公園内
39	しきなみ短歌サークル	R6.6.10 ~24	宜野湾市立中央公民館サークル作品展	作品展示	コザ信用金庫普天間支店
40	宜野湾フォーカス	R6.6.10 ~24	宜野湾市立中央公民館サークル作品展	作品展示	コザ信用金庫普天間支店
41	ギターサークル六弦大	R6.10.23	虹の音の会ギターフェスタ	チャリティーコンサート出演	うるま市民芸術劇場橙ホール

(2) 令和7年度 サークルが地域貢献できる一覧

登録 No.	活動分野	団体名	活動内容の例	訪問可能日時
2	ダンス・踊り	ハワイアンフラサークル ホアロハ	・フラダンスの披露	日曜日
5		レイモキハナフラサークル	・フラダンスの披露	要相談
7		社交ダンスサークル むつみ	・社交ダンス披露 ・指導及び交流	日曜日(午後)
10		ムンジュルの会	・琉球舞踊の披露 ・体験、ふれあい	要相談
14		ハワイアンフラサークル Lino Pua	・フラダンスの披露	要相談
15		ラキ フラサークル	・フラダンスの披露	要相談
17		ピーチサークル	・フラダンスの披露	要相談
3	音楽	ぎのわん the Blenders	・JAZZ演奏の披露 ・金管バンド部等とのセッション	土曜日、日曜日 午後
12		オカリナサークル ふれんず	・オカリナ演奏の披露	木曜日 17時～19時
13		女声コーラス「エコー森の川」	・歌唱の披露	要相談
21		民謡サークル「ひやみかち」	・琉球民謡(唄と三線)の披露	日中なら 平日・土日問わず
22		ぎのわん市少年少女合唱団	・童謡、歌唱の披露	土曜日、日曜日 要相談
4	書道・美術・趣味	書道サークル みやらび	・書道教室・講座の開催(単発) ・作品展示	教室・講座の開催 は水曜日午前中
6		水彩画サークル「ほおずき」	・子ども向け絵画教室の開催 ・出張展示会	水曜日 13時～15時
9		パソコンサークル はばたけ	・ワード、エクセルの指導と補助	要相談
20		紅型サークル「彩」	・紅型ぬり体験(要材料費/作品の 大きさによって変動)	水曜日、土曜日
18		普天間川柳の会	・川柳講座(2コマのみ) ・作品展示	要相談
19		宜野湾市うちなあぐち会	・しまくとぅば教室、研修会の講師 ・寸劇の披露	要相談
24		しきなみ短歌サークル	・短歌教室	土曜日以外 要相談
25		宜野湾フォーカス	・写真の展示	要相談
1	運動	自彊術体操サークル	・ストレッチ体操等体験の指導	金曜日(午後) 要相談
8		天行健宜野湾太極拳サークル	・24式太極拳、太極剣の披露 ・体験教室の開催	要相談
16		中国武術サークル	・中国武術演武の披露 ・体験教室の開催	日曜日
23		宜野湾市太極拳協会	・太極拳の披露	日曜日 (月1回)

3. 関連法律・条例・規則・要領等

○社会教育法（抜粋） 第五章 公民館

（目的）

第二十条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

（公民館の設置者）

第二十一条 公民館は、市町村が設置する。

2 前項の場合を除くほか、公民館は、公民館の設置を目的とする一般社団法人又は一般財団法人（以下この章において「法人」という。）でなければ設置することができない。

3 公民館の事業の運営上必要があるときは、公民館に分館を設けることができる。

（公民館の事業）

第二十二条 公民館は、第二十条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によつて禁じられたものは、この限りでない。

- 一 定期講座を開設すること。
- 二 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- 三 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- 四 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- 五 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
- 六 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

（公民館の運営方針）

第二十三条 公民館は、次の行為を行つてはならない。

- 一 もつぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事業に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。
 - 二 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。
- 2 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。

（公民館の基準）

第二十三条の二 文部科学大臣は、公民館の健全な発達を図るために、公民館の設置及び運営上必要な基準を定めるものとする。

2 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、市町村の設置する公民館が前項の基準に従つて設置され及び運営されるように、当該市町村に対し、指導、助言その他の援助に努めるものとする。

（公民館の設置）

第二十四条 市町村が公民館を設置しようとするときは、条例で、公民館の設置及び管理に関する事項を定めなければならない。

第二十五条及び第二十六条 削除

（公民館の職員）

第二十七条 公民館に館長を置き、主事その他必要な職員を置くことができる。

2 館長は、公民館の行う各種の事業の企画実施その他必要な事務を行い、所属職員を監督する。

3 主事は、館長の命を受け、公民館の事業の実施にあたる。

第二十八条 市町村の設置する公民館の館長、主事その他必要な職員は、当該市町村の教育委員会(特定地方公共団体である市町村の長がその設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた公民館(第三十条第一項及び第四十条第一項において「特定公民館」という。)の館長、主事その他必要な職員にあつては、当該市町村の長)が任命する。

(公民館の職員の研修)

第二十八条の二 第九条の六の規定は、公民館の職員の研修について準用する。

(公民館運営審議会)

第二十九条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

第三十条 市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、当該市町村の教育委員会(特定公民館に置く公民館運営審議会の委員にあつては、当該市町村の長)が委嘱する。

2 前項の公民館運営審議会の委員の委嘱の基準、定数及び任期その他当該公民館運営審議会に関し必要な事項は、当該市町村の条例で定める。この場合において、委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

第三十一条 法人の設置する公民館に公民館運営審議会を置く場合にあつては、その委員は、当該法人の役員をもつて充てるものとする。

(運営の状況に関する評価等)

第三十二条 公民館は、当該公民館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき公民館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(運営の状況に関する情報の提供)

第三十二条の二 公民館は、当該公民館の事業に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該公民館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(基金)

第三十三条 公民館を設置する市町村にあつては、公民館の維持運営のために、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十一条の基金を設けることができる。

(特別会計)

第三十四条 公民館を設置する市町村にあつては、公民館の維持運営のために、特別会計を設けることができる。

(公民館の補助)

第三十五条 国は、公民館を設置する市町村に対し、予算の範囲内において、公民館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

第三十六条 削除

第三十七条 都道府県が地方自治法第二百三十二条の二の規定により、公民館の運営に要する経費を補助する場合において、文部科学大臣は、政令の定めるところにより、その補助金の額、補助の比率、補助の方法その他必要な事項につき報告を求めることができる。

第三十八条 国庫の補助を受けた市町村は、左に掲げる場合においては、その受けた補助金を国庫に返還しなければならない。

- 一 公民館がこの法律若しくはこの法律に基く命令又はこれらに基いてした処分に違反したとき。
- 二 公民館がその事業の全部若しくは一部を廃止し、又は第二十条に掲げる目的以外の用途に利用されるようになったとき。
- 三 補助金交付の条件に違反したとき。
- 四 虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

(法人の設置する公民館の指導)

第三十九条 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、法人の設置する公民館の運営その他に関し、その求めに応じて、必要な指導及び助言を与えることができる。

(公民館の事業又は行為の停止)

第四十条 公民館が第二十三条の規定に違反する行為を行つたときは、市町村の設置する公民館にあつては当該市町村の教育委員会(特定公民館にあつては、当該市町村の長)、法人の設置する公民館にあつては都道府県の教育委員会は、その事業又は行為の停止を命ずることができる。

2 前項の規定による法人の設置する公民館の事業又は行為の停止命令に関し必要な事項は、都道府県の条例で定めることができる。

(罰則)

第四十一条 前条第一項の規定による公民館の事業又は行為の停止命令に違反する行為をした者は、一年以下の懲役若しくは禁錮又は三万円以下の罰金に処する。

(公民館類似施設)

第四十二条 公民館に類似する施設は、何人もこれを設置することができる。

2 前項の施設の運営その他に関しては、第三十九条の規定を準用する。

○宜野湾市立中央公民館の設置、管理及び職員に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、社会教育法(昭和24年法律第207号。以下「法」という。)第24条及び第30条第2項の規定に基づき、宜野湾市立中央公民館の設置、管理及び職員に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 宜野湾市野嵩一丁目1番2号に宜野湾市立中央公民館(以下「公民館」という。)を設置する。

2 前項の規定により設置される公民館の事業の対象となる区域は、市の全地域とする。

(職員)

第3条 公民館に、館長、主事、その他必要な職員を置く。

(公民館運営審議会)

第4条 法第29条第1項の規定に基づき、公民館に宜野湾市立中央公民館運営審議会(以下「公民館運営審議会」という。)を置く。

2 公民館運営審議会の委員(以下「委員」という。)は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から宜野湾市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が任命又は委嘱する。

3 委員の定数は、12人以内とする。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員に特別の事情が生じた場合には、教育委員会は、その任期中であってもこれを解嘱することができる。

(使用料の徴収)

第5条 使用料は、別表に定める額を徴収する。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

第6条 使用料は、教育委員会規則で定めるところにより減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第7条 既に納入された使用料は、還付しない。ただし、特別の事情がある場合は、教育委員会規則で定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、公民館の管理運営並びに公民館運営審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

⌋

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の宜野湾市立中央公民館の設置、管理及び職員に関する条例の規定により使用許可を受けている者の使用料については、なお従前の例による。

別表(第5条関係)

(単位：円)

市民(本市に居住する者及び本市に事務所を有する団体をいう。)の使用料

種別	使用料(設備及び備品を含む。)							
	午前 9時～12時	昼 12時～13時	午後 13時～17時	夕 17時～18時	夜間 18時～21時	超過 17時まで1時間	超過 17時以降1時間	
集会場(舞台及び控室を含む。)	平日	7,320	2,440	9,760	3,050	9,150	2,440	3,810
	土日	8,760	2,920	11,680	3,650	10,950	2,920	4,560
研修室	1時間につき360					360	450	
児童室	1時間につき290					290	360	
視聴覚室	1時間につき460					460	570	
調理実習室	1時間につき550					550	680	
多目的室	1時間につき720					720	900	
備考	(1) 宜野湾市民会館の附属設備を使用する場合は、宜野湾市民会館の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和62年宜野湾市教育委員会規則第1号)に定めるところにより、所定の手続をしなければならない。 (2) 1時間未満は1時間とする。							

市民以外の使用料

種別	使用料(設備及び備品を含む。)							
	午前 9時～12時	昼 12時～13時	午後 13時～17時	夕 17時～18時	夜間 18時～21時	超過 17時まで1時間	超過 17時以降1時間	
集会場(舞台及び控室を	平日	9,510	3,170	12,680	3,960	11,880	3,170	4,950

含む。)	土 日	11,400	3,800	15,200	4,750	14,250	3,800	5,930
研修室	1時間につき460						460	570
児童室	1時間につき370						370	460
視聴覚室	1時間につき590						590	730
調理実習室	1時間につき710						710	880
多目的室	1時間につき930						930	1,160
備考	<p>(1) 宜野湾市民会館の附属設備を使用する場合は、宜野湾市民会館の設置及び管理に関する条例施行規則に定めるところにより、所定の手続をしなければならない。</p> <p>(2) 1時間未満は1時間とする。</p>							

冷房使用料（市民・市民以外共通）

	冷房費 1時間につき
集会場(舞台及び控室を含む。)	1,500
研修室	600
児童室	
視聴覚室	
調理実習室	1,000
多目的室	1,200
備考	1時間未満は1時間とする。

○宜野湾市立中央公民館の設置、管理及び職員に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、宜野湾市立中央公民館の設置、管理及び職員に関する条例(昭和59年宜野湾市条例第3号。以下「条例」という。)第8条の規定に基づき、宜野湾市立中央公民館(以下「公民館」という。)の管理及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公民館の事業)

第2条 条例第2条第1項に規定する公民館は、市民に対して、社会教育法(昭和24年法律第207号。以下「法」という。)第22条に規定する事業(以下「事業」という。)を行なうものとする。

(開館及び閉館)

第3条 公民館の開館及び閉館の時刻は、次のとおりとする。ただし、教育長が特に必要と認めた場合は、その時刻を変更することができる。

(1) 開館 午前9時00分

(2) 閉館 午後9時00分

(休館日)

第4条 公民館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育長が必要と認めたときは、これを変更し又は、臨時に休館日を定めることができる。

(1) 火曜日

(2) 12月29日から翌年の1月3日まで(年末年始)

(3) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する日及び6月23日(慰霊の日)

(4) 前号に規定する日が勤務を要しない日にあたるときは、その日の後日において最も近い休日でない日をもってこれにあてる。

(5) 前4号の規定にかかわらず、教育長が特に必要と認めたときは、公民館の全部又は、一部を開館することができる。

(施設、設備の使用)

第5条 公民館の施設又は設備(図書を除く。)を使用しようとする者(以下「使用者」という。)は、使用する施設が集会場の場合は公民館使用申請書(様式第1号の1)を、集会場以外の施設の場合は公民館使用申請書(様式第1号の2)を提出し、許可を受けなければならない。ただし、教育長が特に認める場合は、この限りでない。

2 前項で使用する施設が集会場の場合は、使用日の属する月の6月前の月の初日(その日が休館日である場合は、その日の翌日とする。)から、使用日の14日前までに、集会場以外の施設の場合は、

使用日の属する月の6月前の月の初日から、使用日の7日前までに、同項で規定する申請書を提出しなければならない。

3 教育長は、第1項の規定により提出された申請書を審査して、支障がないと認めるときは、使用する施設が集会場の場合は公民館使用許可書(様式第2号の1)を、集会場以外の施設の場合は公民館使用許可書(様式第2号の2)を当該申請者に交付するものとする。

4 使用者は使用変更がある場合は、集会場の場合は14日前までに、集会場以外の施設の場合は7日前までに公民館使用変更(取消)申請書(様式第3号)を教育長に提出し、許可を受けなければならない。

5 教育長は、前項の規定により提出された変更申請書を審査して、支障がないと認めるときは、公民館使用変更(取消)許可書(様式第4号)を当該申請者に交付するものとする。

(継続使用)

第6条 公民館の継続使用は、5日間を限度とする。ただし、教育長が特に必要と認められた場合は、この限りでない。

(図書の館外貸出)

第7条 公民館の図書の館外貸出しを受けようとする者は、公民館図書館外閲覧許可申請書(様式第5号)を館長に提出し、許可を受けなければならない。

2 館長は、前項に規定する申請書を審査して許可するときは、公民館図書館外閲覧許可書(様式第6号)を交付するものとする。

3 図書の館外貸出しの冊数は、個人貸出しの場合にあつては3冊、団体貸出しの場合にあつては50冊以内とする。ただし、団体貸出しの場合において館長が特に必要があると認めるときは、その限りでない。

4 図書の館外貸出しの期間は、個人貸出しの場合にあつては14日、団体貸出しの場合にあつては30日とする。

(施設、設備の使用制限)

第8条 使用者が、次の各号に掲げる事由の一に該当すると教育長が認めた場合又は事業運営上特別な必要が生じた場合には、教育長は、使用の許可を取り消し、又は使用の停止を命ずることができる。

(1) 法令の規定に違反して使用しようとし、又は使用したとき。

(2) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

- (3) 使用のための手続きに違反したとき。
 - (4) 使用中において著しく秩序を乱す行為があつたとき。
 - (5) 使用に関して係員の指示に違反し、又は使用上遵守すべき事項に違反する行為があつたとき。
- (使用者等の遵守事項)

第9条 使用者並びに入場者は、教育長並びに職員の指示に従わなければならない。

2 使用者並びに入場者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 使用する責任者は、使用する以前に職員に申し出ること。
- (2) 危険物又は動物を持ち込まないこと。ただし、身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)第16条第1項の認定を受けているものを除く。
- (3) 所定の場所以外で火気を使用しないこと。
- (4) 許可なく物品を展示又は販売し、その他これらに類する行為をしてはならない。
- (5) 使用後は、もとの状態に復し、又は所定の場所へ返還すること。
- (6) 所定の場所以外へ立入らないこと。
- (7) 使用者は、使用の際施設及び設備に損傷がないように取り扱わなければならない。
- (8) 責任者は、使用後の異状の有無を職員に報告するとともに点検を受け、損傷があるときは、次条により賠償しなければならない。

(施設、設備の毀損又は亡失の届出等)

第10条 使用者は、施設又は設備を汚損、毀損若しくは亡失したときは、速やかにその旨を教育長に届け出なければならない。

2 教育長は、前項に規定する汚損、毀損若しくは亡失に係る施設又は設備の使用者に対し、損害賠償を命ずることができるものとする。

(使用料の減免)

第11条 条例第6条の規定により使用料を減額又は免除することができる場合及びその額は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 本市又は本市教育委員会が、主催する行事に使用する場合 全額免除
- (2) 本市又は本市教育委員会が、共催する行事に使用する場合 5割減額
- (3) 市内の学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する幼稚園、小学校、中学校が、その目的に使用する場合 全額免除
- (4) 市内の子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条に規定する教育・保育施設及び子

ども・子育て支援施設等が、その目的に使用する場合 全額免除

(5) 本市教育委員会より社会教育関係団体育成補助金の交付を受けている団体が、法第20条に規定する目的に使用する場合 全額免除

(6) 市より各種団体育成補助金の交付を受けている団体が、法第20条に規定する目的に使用する場
合 全額免除

(7) 宜野湾市立中央公民館定期利用団体が、法第20条に規定する目的に使用する場合 全額免除

(8) 国及び他の地方公共団体が使用する場合 5割減額

(9) その他特に教育長が必要と認めた場合 5割減額又は全額免除

2 前項の規定にかかわらず、使用者が入場料を徴収する場合は、減免しない。ただし、教育長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

3 教育長は、第1項第4号及び第6号から第9号までに掲げる事由によって、条例別表に定める使用料を減免するときには、冷房使用料については、減免しない。ただし、教育長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

4 使用料の減免を受けようとするものは、使用する施設が集会場の場合は公民館使用料減免申請書(様式第7号の1)を、集会場以外の施設の場合は公民館使用料減免申請書(様式第7号の2)を教育長に提出し、許可を受けなければならない。

(使用料の納付)

第12条 使用者は、条例別表で定めた使用料を、公民館使用許可書の交付日より30日以内又は、集会場の場合は使用日の14日前、集会場以外の施設の場合は使用日の7日前のうち、いずれか早い日まで
に納付しなければならない。

(使用料の還付)

第13条 条例第7条の規定により、使用料を還付することができる場合は、次の各号のとおりとする。

(1) 天災地変その他使用者の責に帰することができない理由により、使用できなくなったとき。

(2) 前条で定める公民館使用許可書の交付日より30日以内又は、集会場の場合は使用日の14日前、
集会場以外の施設の場合は使用日の7日前のうち、いずれか早い日までに使用の取消しを申し出た
とき。

(3) 前各号以外で市財務規則によるもの。

(4) 教育長がその他相当の理由があると認めたとき。

2 使用料の還付を受けようとする者は、公民館使用料還付申請書(様式第8号)を提出しなければなら

ない。

3 教育長は、前項の使用料の還付を決定したときは、公民館使用料還付決定通知書(様式第9号)により通知する。

(特別の設備等)

第14条 使用者は、大道具、電気器具その他特別の設備を持込み使用しようとするときは、教育長の許可を受けなければならない。

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育長の承認を得て定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の宜野湾市立中央公民館の設置、管理及び職員に関する条例施行規則の規定により使用許可を受けている者の使用料については、なお従前の例による。

※ 申請等に係る帳票の様式省略

○宜野湾市立中央公民館運営審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、宜野湾市立中央公民館の設置、管理及び職員に関する条例(昭和59年宜野湾市条例第3号)第8条の規定に基づき、宜野湾市立中央公民館運営審議会(以下「審議会」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき、調査審議するものとする。

(委員の委嘱)

第3条 審議会の委員(以下「委員」という。)は、社会教育法(昭和24年法律第207号)第30条第1項の規定に基づき、教育委員会が委嘱する。

(審議会の組織)

第4条 審議会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、審議会の会議(以下「会議」という。)の議長となり、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、委員長が必要に応じて招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(報告)

第6条 委員長は、会議の結果を館長に報告し、館長は、教育長に報告しなければならない。

(委任)

第7条 この規則で定めるもののほか、必要な事項は別に教育長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

く

附 則(平成26年4月22日教委規則第5号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の宜野湾市立中央公民館運営審議会規則の規定は、平成24年4月1日から適用する。

○宜野湾市社会教育指導員の設置に関する規則

(設置)

第1条 宜野湾市の社会教育の振興を図るため、宜野湾市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に社会教育指導員を置くことができる。

(任用)

第2条 社会教育指導員は地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員とし、社会教育に関する深い関心と理解をもち、かつ次の条件を満たす者の中から教育委員会が任用する。

- (1) 健康でかつ活動的であること。
- (2) 社会教育又は学校教育に関する経験を有すること。
- (3) 住民から信頼される者であること。

(職務)

第3条 社会教育指導員は、社会教育に関する指導助言に従事し、社会教育主事の計画に従いその指導に当たる。

(定数)

第4条 社会教育指導員の定数は、若干名とする。

(服務)

第5条 社会教育指導員は、社会教育主事の指示に従ってその職務に従事しなければならない。
2 週3日間勤務を原則とする。

(委任)

第6条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、昭和48年4月1日から施行する。

く

附 則(令和2年3月27日教委規則第3号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

○宜野湾市立中央公民館定期利用団体の登録等に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第20条の趣旨に則り、社会教育の一環として定期的かつ継続的に学習活動をおこなう団体に対し活動の振興を図るため、宜野湾市立中央公民館（以下「公民館」という。）を定期利用する団体（以下「サークル」という。）の登録等について、必要な事項を定めるものとする。

(登録の基準)

第2条 サークルの登録に必要な基準は、次のとおりとする。

- (1) 会員数が10人以上、かつ過半数が宜野湾市内に在住、在勤又は在学していること。
- (2) 代表者を置き、会則又は規約等を備えていること。
- (3) 代表者は、成人かつその会員であること。
- (4) 活動のための経理が明らかであること。
- (5) 市民に広く開かれていること。
- (6) サークル活動の成果を、地域貢献活動などをおして、社会に還元できること。
- (7) 宜野湾市立中央公民館サークル連絡協議会（以下「協議会」という。）会則第3条に基づき、協議会に加入すること。
- (8) 会員の資質向上に努め、協議会及び公民館が主催する行事に積極的に参加できること。
- (9) 会員から徴収した会費は、主たる活動費に充てること。
- (10) 講師や指導者への報酬は、原則無償とする。ただし、謝礼金を支払う場合は、公民館が主催する講座の講師謝礼金の額に準ずるものとする。
- (11) 講師や指導者が自らサークルを主宰する場合は、金品その他活動に起因する対価を得ることがないこと。

(登録の申請)

第3条 サークルの登録を希望する団体は、宜野湾市立中央公民館定期利用団体登録申請書（様式第1号）に次の書類を添えて、教育長に申請するものとする。

- (1) 団体の会則又は規約
- (2) 団体役員・会員名簿（様式第2号）
- (3) 年間事業・活動計画書（様式第3号）
- (4) 団体紹介資料（様式第4号）
- (5) その他必要と認める書類

2 登録の申請期間は、定期利用をしようとする前年度の2月1日から2月末日までとする。

3 前項の規定に関わらず、サークルの施設利用に空きがある場合は、公民館の公募により随時申請することができる。

(登録証の交付)

第4条 教育長は、前条に規定する申請の内容を審査し、第2条に定める登録基準に適合していると認めるときは、当該申請のあった団体をサークルとして登録するとともに、宜野湾市立中央公民館定期利用団体登録決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

2 第3条の申請において施設利用が重複する団体があるときは、調整を行うものとする。その際の優先

順位は次のとおりとする。

- (1) 前年度に地域貢献活動実施数の多いサークル
- (2) 新たに立ち上げたサークル

(登録の効果)

第5条 サークルは、次の各号の適用を受けることができる。

- (1) 優先して施設利用することができる。ただし、次に該当するときは、この限りではない。

ア 本市又は本市教育委員会が主催又は共催する事業があるとき。

イ 本市教育委員会より社会教育団体育成補助金の交付を受けている団体が、法20条に規定する目的のために利用するとき。

ウ 県または市全域を対象とした公益性及び教育性の高い催事の利用があるとき。

エ その他特に教育長が必要と認めたとき。

- (2) 宜野湾市立中央公民館の設置、管理及び職員に関する条例施行規則（昭和59年教育委員会規則第1号）第11条に規定する使用料の減免を受けることができる。

- (3) 公民館が発行する「サークル一覧表」に登録することができる。

- (4) 社会教育に関する情報の提供を受けることができる。

- (5) その他、活動に関する相談及び助言等の援助を受けることができる。

(登録の有効期間)

第6条 登録の有効期間は、登録の日から登録年度の末日までとする。ただし、特別な事情がある場合は、その限りでない。

(登録の変更等)

第7条 第3条第1項に規定する申請書の内容に変更があった場合は、速やかに宜野湾市立中央公民館定期利用団体登録（変更・取消し）届（様式第6号）を教育長に提出するものとする。

(登録の取消し)

第8条 教育長は、サークルが次の各号のいずれかに該当する場合は、登録の取消し又は定期利用の停止をすることができる。

- (1) 解散又は第2条に定める登録基準に適合しなくなったとき。

- (2) 虚偽の申請によりサークルの登録を受けたとき。

- (3) 公民館の施設利用条件に反し、又は公民館の施設利用に関する所定の手続き等を故意に怠る等、サークルとしてふさわしくない行為等があったと認められたとき。

(施設の利用)

第9条 公民館の施設を利用する際は、次の各号を順守しなければならない。

- (1) 準備、片付けを利用時間内で行うこと。

- (2) 活動で使用する私物は施設内に保管せず、持ち帰ること。

(緊急事態発生時)

第10条 サークルは、施設利用時に、火災、急病人、その他緊急事態・異常事態が発生した場合、速やかに会員の安全を確保するとともに、消防署、警察署、職員、警備員等に通報し、被害の防止に協力しなければならない。

2 サークルは、前項を実施できるよう、教育委員会の実施する避難訓練等に積極的に参加しなければな

らない。

(委任)

第11条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要領は、公布の日から施行する。

※ 申請等に係る帳票の様式省略

○宜野湾市立中央公民館サークル連絡協議会会則

(名 称)

第1条 本会は宜野湾市立中央公民館サークル連絡協議会と称し、事務局を宜野湾市立中央公民館におく。

(目 的)

第2条 本会はサークル間の連携と親睦をはかり、宜野湾市立中央公民館を拠点とする各サークルの円滑な活動に資することを目的とする。

(構 成)

第3条 本会は、「中央公民館定期利用団体」に登録した団体で構成する。

(事 業)

第4条 本会は第2条の目的を達成するため、公民館と調整のうえ、次の事業を行う。

- ① サークル連絡会議の実施
- ② 中央公民館利用者交流会及び研修会の実施
- ③ その他連絡協議会で必要と決められたもの

(運営委員)

第5条 本会に第4条に掲げた事業を推進する運営委員をおく。

運営委員は各サークルの代表者で構成し、運営委員長はサークル連絡協議会会長が兼任する。

(役 員)

第6条 本会に次の役員をおく。役員は、各曜日活動サークルの輪番制とする。

- 会 長 1名
- 副会長 2名
- 会 計 1名
- 書 記 1名
- 監 査 2名
- 幹 事 若干名

監査役の内1人は中央公民館係長をあてる。

相談役として中央公民館長をあてる。

(任 務)

- 第7条
1. 会長は本会を代表し、会務を統括する。
 2. 副会長は会長を補佐し、会長の事故のある場合はその任務を代行する。
 3. 書記は本会の議事を記録する。
 4. 会計は経費の出納事務及び必要な物品の調達に努める。
 5. 幹事は会議に出席して上記の役員を補佐する。
 6. 監査は本会の収支決算を監査する。

(任 期)

第8条 本会の役員の任期は1年とする。

補欠により選出された役員の任期は前任者の残任期間とする。但し、特別な事情があればその限りではない。

(役員引継)

第9条 役員の引継ぎは、新役員選出後30日以内とする。但し、特別な事情があればその限りではない。

(会議)

第10条 本会の会議は総会、役員会、運営委員会とする。

① 総会は各サークルの代表者で構成する。

通常総会は年1回とし、毎年4月に開催する。また、議事は会計並びに事業報告、次年度の活動方針(事業計画)、役員承認、その他とする。

② 役員会は会長、副会長、会計、書記、幹事をもって構成する。

③ 会議は、必要に応じて公民館職員の参加を依頼する。

④ 会議の議決機関は、役員会とし、事業・予算・決算・役員選出を役員会で議決し、総会で承認する。

(会議の成立)

第11条 本会の会議は過半数の出席をもって成立する。但し、委任状が提出された時は、出席したもののみなす。

(議決)

第12条 会議の議決は出席者の過半数の同意をもって議決する。

(経費)

第13条 本会経費は年会費、その他の収入をもってこれにあてる。

(会費)

第14条 本会の年会費は各サークル3,000円とし、毎年4月末日までに会計に納入する。

但し、年度の途中に加入するサークルについては会計と調整を行なったうえ納入する。

特別な事情があればその限りではない。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

(文書及び帳簿)

第16条 本会は必要に応じて文書及び帳簿をおく。

(会則の改廃)

第17条 本会則は総会の決議を経なければ改廃できない。

*附則 この会則は1996年3月25日から実施する。

く

*附則 この会則は2023年4月23日から改正、同日から実施する。



令和 7 年 6 月 発行

編集・発行

宜野湾市立中央公民館

〒901-2203

宜野湾市野嵩 1 丁目 1 番 2 号

電話 098 (893) 4436

FAX 098 (893) 4434

publichall@city.ginowan.okinawa.jp